

地域生活支援拠点等に係る各種報酬

1 相談

(1) 地域生活支援拠点等相談強化加算

単 位 数	700 単位/回 (利用者 1 人につき月 4 回を限度)
対 象 事 業	計画相談支援、障害児相談支援
内 容	特定相談支援事業所 (障害児相談支援事業所含む。) にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、緊急に支援が必要な事態が生じた利用者に対して、本人又はその家族からの要請に基づき速やかに連携する短期入所事業所に対して必要な情報の提供や利用に関する調整を行った場合に算定する。
拠点等の登録	必要
運営規程変更届	必要 <届出先> 小平市健康福祉部障がい者支援課 相談支援制度担当 0 4 2 - 3 4 6 - 9 5 4 0 <提出期限> 請求を開始する月の前月 1 0 日まで

2 緊急時の受け入れ・対応

(1) 緊急短期入所受入加算

単 位 数	(Ⅰ)福祉型 180 単位/日 (Ⅱ)医療型 270 単位/日
対 象 事 業	短期入所
内 容	居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行なった日から起算して 7 日 (利用者の日常生活上の世話を行なう家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14 日) を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する。
拠点等の登録	不要
運営規程変更届	不要

(2) 定員超過特例加算

単 位 数	50 単位/日 (緊急利用の日から 10 日を限度)
対 象 事 業	短期入所
内 容	「緊急時」という局面を勘案して定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算するとともに、その間は、定員超過利用減算は適用しない。
拠点等の登録	不要
運営規程変更届	不要

(3) 緊急時における対応機能の強化

単 位 数	+50 単位/回 (地域生活支援拠点等の場合)
対 象 事 業	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
内 容	訪問系サービス事業所等について、緊急時の対応を行った場合に算定する。
拠点等の登録	必要
運営規程変更届	必要 <届出先> 東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課在宅支援担当 03-5320-4325 <提出期限> 変更後10日以内 <提出書類> 変更後の運営規程、
報酬加算 の届出	<届出先> 同上 <提出期限> 請求を開始する月の前月15日まで

単 位 数	+50 単位/日 (地域生活支援拠点等の場合) ※緊急時対応加算、緊急時支援加算 (I) 又は緊急時支援費 (I) を算定した場合に更に 50 単位を上乗せする。
対 象 事 業	自立生活援助、地域定着支援
内 容	訪問系サービス事業所等について、緊急時の対応を行った場合に算定する。
拠点等の登録	必要
運営規程変更届	必要 <届出先> 東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課在宅支援担当 03-5320-4325 <提出期限> 変更後10日以内
報酬加算 の届出	<届出先> 同上 <提出期限> 請求を開始する月の前月15日まで

(4) 緊急時のための受け入れ機能の強化

単 位 数	100 単位/日 (利用開始日に加算)
対 象 事 業	短期入所
内 容	短期入所事業所について、短期入所を行った場合に、利用を開始した日に加算する。(緊急時の受入れに限らない)。
拠点等の登録	必要
運営規程変更届	必要 <届出先> 東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課居住支援担当 03-5320-4151 <提出期限> 変更後、10日以内
報酬加算の届出	<届出先> 同上 <提出期限> 請求を開始する月の前月15日まで

3 体験の機会・場の提供

(1) 体験利用支援加算

単 位 数	500 単位/日 (1~5日目まで) 250 単位/日 (6~15日目まで) +50 単位 (地域生活支援拠点の場合)
対 象 事 業	日中活動系サービス 生活介護、自立訓練 (機能・生活)、就労移行支援、就労継続支援A型・B型
内 容	障害者支援施設利用者で、施設内の日中系サービスを利用している利用者が地域移行支援事業を使って地域の障害福祉サービスの体験的な利用を行った際に、情報共有や連絡調整、今後の支援方針の協議等を行った場合に算定する。
拠点等の登録	必要
運営規程変更届	必要 <届出先> 東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課障害者支援施設担当 03-5320-4156 <提出期限> 変更後10日以内。市が拠点に任じる通知書の写しを添付すること。
報酬加算の届出	<届出先> 同上 <提出期限> 請求を開始する月の前月15日まで

(2) 体験利用加算

単 位 数	500 単位/日 (1～5 日目まで) 250 単位/日 (6～15 日目まで) +50 単位 (地域生活支援拠点の場合)
対 象 事 業	地域移行支援
内 容	障害者支援施設利用者で、施設内の日中系サービスを利用している利用者が地域移行支援事業を使って地域の障害福祉サービスの体験的な利用を行った際に、情報共有や連絡調整、今後の支援方針の協議等を行った場合に算定する。
拠点等の登録	必要
運営規程変更届	必要 <届出先> 東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課在宅支援担当 03-5320-4325 <提出期限> 変更後10日以内
報酬加算 の届出	<届出先> 同上 <提出期限> 請求を開始する月の前月15日まで

(3) 体験宿泊支援加算

単 位 数	120 単位/日
対 象 事 業	施設入所支援
内 容	利用者が施設入所支援を利用中であるとき、施設入所支援を提供している事業者が体験的な宿泊支援に係る地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に算定する。
拠点等の登録	必要
運営規程変更届	必要 <届出先> 東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課障害者支援施設担当 03-5320-4156 <提出期限> 変更後10日以内
報酬加算 の届出	<届出先> 同上 <提出期限> 請求を開始する月の前月15日まで

(4) 体験宿泊加算

単 位 数	(Ⅰ)300 単位/日 (Ⅱ)700 単位/日 (夜間、深夜に見守り支援等を行った場合) +50 単位 (地域生活支援拠点等の場合) ※(Ⅰ)及び(Ⅱ)を合計して 15 日以内に限り算定
対 象 事 業	地域移行支援
内 容	単身での生活を希望している利用者に対して、単身生活に向けた課題、目標、期間等を位置付けた地域移行支援計画を作成し、体験的な宿泊支援を行った場合に算定する。
拠点等の登録	必要
運営規程変更届	必要 <届出先> 東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課在宅支援担当 03-5320-4325 <提出期限> 変更後10日以内
報酬加算の届出	<届出先> 同上 <提出期限> 請求を開始する月の前月15日まで

4 専門的人材の確保・養成の機能の強化

(1) 重度障害者支援加算

① 体制加算

単 位 数	7 単位/日
対 象 事 業	生活介護 (障害者支援施設が行う生活介護は除く)
内 容	強度行動障害支援者養成研修 (実践研修) 修了者を配置している旨の届出を しており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算する。 ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は加算しない。
拠点等の登録	不要
運営規程変更届	不要

② 個人加算

単 位 数	180 単位/日
対 象 事 業	生活介護（障害者支援施設が行う生活介護は除く）
内 容	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に算定する。 当該基礎研修修了者 1 人の配置につき、利用者 5 人まで加算できる。
拠点等の登録	不要
運営規程変更届	不要

5 地域の体制づくり

(1) 地域体制強化共同支援加算

単 位 数	2000 単位/月（月 1 回を限度）
対 象 事 業	計画相談支援、障害児相談支援
内 容	特定相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合に算定する。
拠点等の登録	必要
運営規程変更届	必要 <届出先> 小平市健康福祉部障がい者支援課 相談支援制度担当 0 4 2 - 3 4 6 - 9 5 4 0 <提出期限> 請求を開始する月の前月 1 0 日まで

地域生活支援拠点等に係る医療連携加算(医療機関側)

障害福祉サービスの相談支援専門員との連携

(1) 介護支援等連携指導料

・ 医療機関と相談支援専門員等が共同して、退院後に利用可能な障害福祉サービス等について説明及び指導を行った場合に、入院中2回まで加算できる。

(2) 退院時共同指導料

退院後の在宅療養を担う保険医若しくは看護師等又は指定特定相談支援事業所等の相談支援専門員のうち3者以上が共同して指導を行った場合。

(3) 診療情報提供料

指定特定相談支援事業所や障害児相談支援事業所等に対して、患者の診療情報を提供した場合。

(4) 在宅患者緊急時等カンファレンス料

在宅患者の急変等に医師・歯科医・訪看・指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と共同でカンファレンスを行った場合。

(5) 入院時支援加算

転院又は退院体制等についてあらかじめ協議を行うために、保険医や指定特定相談支援事業所の相談支援専門員等、障害者に係る関係機関の数が20以上である場合。